

第 8 8 期 中 間 決 算 公 告

平成19年12月27日

札幌市中央区大通西4丁目1番地
株式会社 北海道銀行
取締役頭取 堰八 義博

中 間 貸 借 対 照 表 (平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	84,354	預 金	3,517,727
コール口	80,000	譲渡性預金	58,234
買入金銭債権	1	借用金	40,000
商品有価証券	4,030	外国為替	42
金銭の信託	8,952	その他負債	29,433
有価証券	858,228	退職給付引当金	10,574
貸出金	2,703,676	睡眠預金払戻引当金	906
外国為替	4,452	支払承諾	30,454
その他資産	68,879	負債の部合計	3,687,373
有形固定資産	26,295	(純資産の部)	
無形固定資産	2,739	資 本 金	93,524
繰延税金資産	24,304	資本剰余金	16,795
支払承諾見返	30,454	資本準備金	16,795
貸倒引当金	42,721	利益剰余金	49,890
		利益準備金	2,648
		その他利益剰余金	47,242
		繰越利益剰余金	47,242
		株主資本合計	160,209
		その他有価証券評価差額金	6,064
		評価・換算差額等合計	6,064
		純資産の部合計	166,273
資産の部合計	3,853,647	負債及び純資産の部合計	3,853,647

中間損益計算書 (平成19年4月 1日から
平成19年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		46,650
資金運用収益	34,218	
(うち貸出金利息)	(28,641)	
(うち有価証券利息配当金)	(4,948)	
役務取引等収益	9,388	
その他業務収益	2,022	
その他経常収益	1,021	
経 常 費 用		33,571
資金調達費用	4,948	
(うち預金利息)	(4,314)	
役務取引等費用	3,119	
その他業務費用	145	
営業経費	19,600	
その他経常費用	5,756	
経 常 利 益		13,079
特 別 利 益		28
特 別 損 失		869
税引前中間純利益		12,238
法人税、住民税及び事業税		32
法人税等調整額		5,258
中 間 純 利 益		6,947

(中間貸借対照表注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.及び3.と同じ方法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
 また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～50年
動産	3年～20年

 なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
 また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
8. 外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,059百万円であります。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

 なお、会計基準変更時差異(11,587百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

なお、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来、払戻時の費用として処理してまいりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間期から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は133百万円、特別損失は772百万円それぞれ増加し、経常利益は133百万円、税引前中間純利益は906百万円それぞれ減少しております。

12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債について繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

15. 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

16. 関係会社の株式(及び出資)総額 4,008百万円

17. 有形固定資産の減価償却累計額 32,925百万円

18. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,061百万円

19. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,717百万円、延滞債権額は84,583百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありせん。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,495百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は103,796百万円であります。

なお、上記19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、33,358百万円であります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 64,192百万円

担保資産に対応する債務

預金 7,417百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券90,876百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は12百万円、保証金は2,379百万円であります。

25. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

26. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は33,145百万円であります。

27. 1株当たりの純資産額 177円53銭

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	11,845	11,924	79
地方債	10,921	10,920	0
社債	58,203	58,091	112
その他	18,676	18,286	390
合計	99,646	99,223	423

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	33,055	55,271	22,215
債券	617,402	604,276	13,126
国債	446,467	434,135	12,332
地方債	54,112	53,823	289
社債	116,822	116,318	504
その他	58,115	57,699	415
合計	708,573	717,247	8,673

なお、上記の評価差額から繰延税金負債2,605百万円を差し引いた額6,068百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

29. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券 非公募事業債	33,645
子会社株式及び関連法人株式 子会社株式	2,434
その他有価証券 非上場株式 非上場外国証券	5,253 0

30. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	4,000	3,992	7

なお、上記の評価差額に繰延税金資産2百万円を加えた額4百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、919,082百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが895,836百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	19,283百万円
繰越欠損金	4,959
退職給付引当金損金算入限度超過額	4,271
有価証券評価損否認額	1,918
減価償却損金算入限度超過額	971
その他	<u>1,480</u>
繰延税金資産小計	32,884
評価性引当額	<u>5,845</u>
繰延税金資産合計	27,038
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,602
その他	<u>131</u>
繰延税金負債合計	2,734
繰延税金資産の純額	<u>24,304</u> 百万円

33. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

34. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、9.92%であります。

(中間損益計算書注記)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 1株当たり中間純利益金額 15円71銭
- 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 12円38銭
- 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額3,886百万円及び株式等償却533百万円を含んでおります。